

# 群馬県教職員互助会会計規程

(昭和 46 年 3 月 31 日制定)	(平成 4 年 2 月 21 日一部改正)
(昭和 54 年 4 月 1 日一部改正)	(平成 4 年 3 月 25 日一部改正)
(昭和 56 年 3 月 24 日一部改正)	(平成 6 年 6 月 20 日一部改正)
(昭和 56 年 4 月 1 日一部改正)	(平成 7 年 3 月 16 日一部改正)
(昭和 58 年 3 月 31 日一部改正)	(平成 11 年 3 月 18 日一部改正)
(昭和 60 年 4 月 1 日一部改正)	(平成 11 年 8 月 3 日一部改正)
(昭和 61 年 4 月 1 日一部改正)	(平成 19 年 3 月 20 日一部改正)
(昭和 62 年 4 月 1 日一部改正)	(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 2 年 2 月 16 日一部改正)	(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、群馬県教職員互助会規約第 29 条の規定に基づき、会の予算の執行その他の会計に関し、必要な事項を定める。

(管理責任)

第 2 条 理事長、第 3 章に規定する出納職員並びにその補助者は、会の行なう事業の経理について、善良な管理者の注意を払わなければならない。

## 第 2 章 資産管理

(資産の保管)

第 3 条 会の資産の保管は、次の各号の定めるところにより行なわなければならない。

- (1) 現金、預金もしくは貯金の通帳又は信託証書、預り証書その他これに準ずる証書は、厳重なかぎのかかる容器に保管しなければならない。
- (2) 前号に掲げる動産以外の動産は、その取扱責任者を明らかにして確実な方法により保管しなければならない。

## 第 3 章 出納職員

(出納役)

第 4 条 理事長は、常務理事の職にある者を出納役に任命し、会の事務並びに給付事業等に関する取引の命令に関する事務を執行させるものとする。

(出納主任)

第5条 理事長は、出納主任を任命し、出納役の命ずるところにより取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務に従事させるものとする。

#### 第4章 事業計画及び予算

(事業計画及び予算)

第6条 理事長は、毎会計年度事業計画及び予算を作成し、これを前会計年度3月末日までに理事会、評議員会に提出し、その審議、決議を受けなければならない。

2 理事長は、事業計画及び予算に変更の必要が生じた場合は剰余金及び支払準備金の範囲内で変更を行うことができるものとする。

3 理事長は、前項の変更を行った場合は、理事会及び評議員会において変更事項の報告を行うものとする。

#### 第5章 契約

(契約)

第7条 契約は、理事長又はその委託をうけた者でなければこれを行うことができない。

#### 第6章 出納

(取引命令)

第8条 取引は、すべて出納役の命ずるところにより出納主任が行なうものとする。

(取引金融機関)

第9条 理事長は、取引金融機関を指定しなければならない。

2 理事長は、取引金融機関に自己名義の預金口座を設けなければならない。

(登録印鑑)

第10条 取引金融機関に登録する印鑑は、理事長の印鑑と出納主任の印鑑との組合せ式としなければならない。

(当座借越契約の禁止)

第11条 理事長及び出納職員は、取引金融機関と当座借越契約をすることができない。

(先日付小切手の振出の禁止)

第12条 理事長及び出納職員は、先日付の小切手を振り出すことができない。

(出納の締切り)

第13条 理事長は、毎日の出納締切時刻を定めておかななければならない。

2 出納主任は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。）の残高とを照合し、現金を取引金融機関に預入れしなければならない。

ただし、やむを得ない理由により出納締切時刻後に収納した現金及び第 17 条ただし書の規定による支払をするために保有する現金については、この限りでない。

（収納手続）

第 14 条 出納主任は、現金を収納した場合には、当該取引にかかる伝票に領収日付印及び認印を押し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

（収納金の預入れ）

第 15 条 出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に預入れすることとし、ただちにこれを支払いにあててはならない。

（支払手続）

第 16 条 出納主任は、支払（銀行送金により送金する場合を除く。）をする場合には、必ず領収書を徴し、当該取引にかかる伝票に支払日付印及び認印を押しなければならない。

（支払方法）

第 17 条 出納主任は、支払をしようとする場合には、債権者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもって支払いをすることができる。

(1) 会員以外の者に対し支払をしようとする場合において受取人が小切手による受領を拒んだとき。

(2) 群馬県教職員互助会給付規程（昭和 46 年 3 月 31 日制定）第 18 条第 1 項第 1 号及び第 24 条に規定する弔慰金及び災害見舞金の支払をするとき。

(3) 役員又は職員に対し、給与及び旅費の支払をするとき。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもって支払をするための預金の払いもどしを受けようとするときは、自己を受取人とする小切手を振り出すものとする。

3 出納主任は、前 2 項の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して、債権者の預金への振込みの方法により、当該金融機関に支払をさせることができる。この場合において、資金交付の手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

（小切手事務の取扱い）

第 18 条 小切手の保管及び小切手の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行なうことができない。

2 小切手は、出納役が押印した当該取引にかかる伝票に基づかなければ振り出すことができない。

3 小切手の振出年月日の記入及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときに行なければならない。

(前金払)

第 19 条 理事長は、次の各号に掲げる経費を除くほか、前金払をすることができない。

- (1) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料
  - (2) 運賃
  - (3) 諸謝金
  - (4) 官公署に対し支払う経費
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めた経費
- (概算払)

第 20 条 理事長は、次の各号に掲げる経費を除くほか、概算払をすることができない。

- (1) 旅費
  - (2) 官公署に対し支払う経費
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めた経費
- (資金前渡)

第 21 条 理事長は、次の各号に掲げる経費については、会の業務に従事する者をして現金支払をさせるため、その資金を当該者に前渡することができる。

- (1) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- (2) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めた経費

## 第 7 章 経理

(経理の原則)

第 22 条 会は、この規程に定めるものを除くほか、取引を正規の簿記の原則に従って整然かつ明りょうに、整理して記録しなければならない。

(勘定区分及び勘定科目)

第 23 条 会の勘定は、資産勘定、負債勘定、基本金勘定、利益勘定及び損失勘定の区分により取引の整理を行なうものとする。

2 前項の各勘定科目は、別表第 1 及び第 2 による。

3 理事長は、経理上特に必要がある場合には、前項の規定による勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。

(伝票)

第 24 条 取引は、すべて伝票（様式第 1 号）によって処理しなければならない。

(帳簿の種類)

第 25 条 会の会計帳簿は、元帳及び補助簿とし、すべての取引を記入しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第 26 条 会の帳簿等の保存期間は、文書規程別表第 2 によるものとする。

(照合の責任)

第 27 条 出納主任は、前条に規定する元帳及び補助簿の記入について責任を負わなければならない。

2 出納主任は、毎月末日、元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。

(出納計算表の提出)

第 28 条 出納主任は、毎月末日において元帳を締切り、出納計算表を作成し出納役の証明を受けた後、翌月 15 日までに理事長に提出しなければならない。

(決算精算表の提出)

第 29 条 出納主任は、毎会計年度末日において、決算整理をし、元帳及び補助簿を締切り、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細表を作成し、出納役の証明を受けた後、4 月末日までに理事長に提出しなければならない。

## 第 8 章 掛金の収納

(収納の委託)

第 30 条 理事長は、掛金の収納を取引金融機関に委託して行うものとする。

(統括店)

第 31 条 前条の委託業務の統括店は、受託銀行の県庁支店とする。

(掛金の払込み)

第 32 条 会員の掛金は、電子計算組織による給与のその他控除事務処理要領（平成 6 年 3 月 22 日群馬県教育委員会管理部長通知）に基づき所属所長が入力帳票を作成し、給与管理者が会員の給与から控除して払込むものとする。

2 所属所長は前項の払込みができない時は、所属所の会員の掛金を払込書（様式第 2 号）により、受託銀行の本店又は支店（以下「取扱店」という。）を通じて、統括店の理事長名義の預金口座に払込むものとする。

3 第 1 項の払込みに係る領収書は、必要の生じた都度発行するものとし、第 2 項の払込みに係る領収書は、払込みを依頼した取扱店が発行する領収書をもってこれにかえる。

## 第 9 章 給付金等の支払

(給付金等の支払委託)

第 33 条 理事長は、会員に支給する給付金及び貸付金その他会員に係る支払金（以下

「給付金等」という。)の支払を取引金融機関に委託して普通預金口座への振込みにより行うことができる。

2 第31条の規定は、前項の委託事務について準用する。

(給付金等の振込み)

第34条 理事長は、給付金の決定をしたときは、給付金等の決定・振込済通知書(様式第3号)により、給付金等の支払内容を所属所長及び会員に通知し、給付金等の振込については、全国銀行協会が規定する全銀データフォーマット形式により振込データを作成し、統括店に送付するものとする。

2 給付金等で、前項の規定により難しいものについては、別に定めるところによることができる。

(普通預金口座の設置)

第35条 会員は、給付金等の支払を受ける場合は、取扱店に普通預金口座を設けるものとする。

## 第10章 雑則

(準用)

第36条 この規程に定めるもののほか、会の会計については、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)中第9条(資産の価額)第15条(債権の放棄等の制限)第16条(資産の交換等の制限)第28条(一般競争契約)第29条(指名競争契約)第30条(随意契約)第31条(契約書の作成)第32条(保証金)第33条(部分払)第35条(代金の完納)第38条(現金の払いもどしの制限)第43条(手形等による取引の制限)第59条(預り金処理)第60条(払いもどし及びもどし入れ)第63条(帳簿の記入)第73条(有形固定資産の減価償却)第74条(無形固定資産の消却)第78条(退職給与引当金)第79条(災害補てん引当金)第81条(貸倒引当金)第89条(剰余金及び不足金の処分)の規定を準用する。この場合において「会計単位の長」又は「組合の理事長」とあるのは「理事長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、予算の執行その他の会計に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和 56 年 3 月 24 日から施行する。

2 この規程施行の際、現に所属所口座として設置されているものについては、改正後の第 35 条第 1 項の規定により設置された所属所口座とみなす。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# 一 般 経 理

資産、負債及び基本金勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借 方			貸 方		
大 項 目	中 項 目	小 項 目	大 項 目	中 項 目	小 項 目
流動資産			流動負債		
	現 金			短期借入金	
	当 座 預 金			未 払 金	
	普 通 預 金			未 払 費 用	
		普 通 預 金		預 り 金	
		決 済 用 普 通 預 金		前 受 収 益	
	通 知 預 金				前 受 利 息
	定 期 預 金			借 受 金	
	貸 付 信 託		固定負債		
	有 価 証 券			特別修繕引当金	
	未 収 金			退職給与引当金	
		未 収 掛 金		支 払 準 備 金	
		未 収 補 助 金		退 職 慰 労 金 積 立 金	
		未 収 金	剰 余 金 ( 欠 損 金 )		
	貯 蔵 品			利 益 剰 余 金 ( 欠 損 金 )	
		事 務 用 消 耗 品			前 年 度 剰 余 金 ( 繰 越 欠 損 金 )
	立 替 金				当 座 剰 余 金 ( 当 期 損 失 金 )
	仮 払 金				
	未 収 収 益				
	貸 付 経 理 へ 繰 入 金				
固定資産					
	器 具 及 び 備 品				

## 別表第 1

## 利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借 方			貸 方		
大 項 目	中 項 目	小 項 目	大 項 目	中 項 目	小 項 目
経 常 費 用			経 常 収 益		
	療 養 の 給 付			掛 金	
		入 院 見 舞 金		補 助 金	
	慶 弔 の 給 付			寄 附 金	
		結 婚 祝 金		利息及び配当金	
		出 産 見 舞 金			預 貯 金 利 息
		入 学 ・ 卒 業 祝 金			信 託 収 益
		弔 慰 金			有 価 証 券 利 息
	休 業 の 給 付			雑 収 入	
		介 護 休 暇 見 舞 金	繰 入 金		
		介 護 休 暇 助 成 金		繰 入 金	
	障 害 者 の 給 付		特 別 利 益		
		障 害 者 ( 児 ) 見 舞 金		前 期 損 益 修 正 益	
	災 害 の 給 付			固 定 資 産 売 却 益	
		災 害 見 舞 金	当 期 損 失 金		
	退 職 の 給 付			当 期 損 失 金	
		退 職 慰 労 金			
	厚 生 費				
		健 康 管 理 事 業 費			
		文 化 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 事 業 費			
		選 択 型 厚 生 事 業 費			
		記 念 品 ・ 表 彰 関 係 事 業 費			
	職 員 給 与				

別表第 1

借 方			貸 方		
大 項 目	中 項 目	小 項 目	大 項 目	中 項 目	小 項 目
		基 本 給			
		諸 手 当			
		非常勤職員手当			
		退 職 給 与 金			
	社会保険負担金				
	職 員 厚 生 費				
	旅 費				
	事 務 費				
		印刷消耗品費			
		新聞図書費			
		通信運搬費			
		会 議 費			
		雜 費			
	光 熱 給 水 費				
	燃 料 費				
	減 価 償 却 費				
	修 繕 費				
	賃 借 料				
	諸 謝 金				
	食 糧 費				
	負 担 金				
	普 及 費				
	委 託 費				



# 貸 付 経 理

資産、負債及び基本金勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借 方			貸 方		
大 項 目	中 項 目	小 項 目	大 項 目	中 項 目	小 項 目
流動資産			流動負債		
	現 金			一 般 経 理 よ り 繰 入 金	
	当 座 預 金			短 期 借 入 金	
	普 通 預 金			未 払 金	
		普 通 預 金		未 払 費 用	
		決 済 用 普 通 預 金		預 り 金	
	通 知 預 金			借 受 金	
	定 期 預 金			弁 済 金 過 納 金	
	未 収 金		固 定 負 債		
	貯 蔵 品			弁 済 金	
	立 替 金			特 別 修 繕 引 当 金	
	仮 払 金			貸 倒 引 当 金	
	未 収 収 益		剰 余 金 ( 欠 損 金 )		
	弁 済 金 不 足 金			利 益 剰 余 金 ( 欠 損 金 )	
固 定 資 産					前 年 度 剰 余 金 ( 繰 越 欠 損 金 )
	会 員 貸 付 金				当 座 剰 余 金 ( 当 期 欠 損 金 )
		一 般 貸 付 金			
	器 具 及 び 備 品				
繰 延 勘 定					
	前 払 費 用				

## 利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借 方			貸 方		
大 項 目	中 項 目	小 項 目	大 項 目	中 項 目	小 項 目
経 常 費 用			経 常 収 益		
	旅 費			事 務 手 数 料	
	事 務 費			利 息 及 び 配 当 金	
	減 価 償 却 費				預 貯 金 利 息
	貸 倒 金			雑 収 入	
	修 繕 費		特 別 利 益		
	食 糧 費			前 期 損 益 修 正 益	
	委 託 費			固 定 資 産 売 却 益	
	公 租 公 課 等		当 期 損 失 金		
	支 払 利 息			当 期 損 失 金	
	雑 費				
	貸 付 金 保 険 料				
繰 入 金					
	繰 入 金				
特 別 損 失					
	前 期 損 益 修 正 損				
	固 定 資 産 売 却 損				
	固 定 資 産 除 却 損				
当 期 利 益 金					
	当 期 利 益 金				



⑤ 教互 払 込 書

所属所名		納人 職氏名		年 月 日	
年度	月分				
掛	金				円
払込期日		払込場所		払込口座名	
		群馬銀行県庁支店		群馬県教職員互助会口座	
		群馬銀行県庁支店		普通預金 No.32567	
上記のとおり払込みます。		取扱銀行		領収印	
年 月 日		(本)支店			
納人(職氏名)		群馬県教職員互助会		理事長	
		(本)支店		様	

⑤ 教互 払込済通知書

所属所名		納人 職氏名		年 月 日	
年度	月分				
掛	金				円
払込期日		払込場所		払込口座名	
		群馬銀行県庁支店		群馬県教職員互助会口座	
		群馬銀行県庁支店		普通預金 No.32567	
上記のとおり受領したので通知します。		取扱銀行		領収印	
年 月 日		(本)支店			
群馬県教職員互助会		群馬県教職員互助会		理事長	
		(本)支店		様	

⑤ 教互 領 収 書

所属所名		納人 職氏名		年 月 日	
年度	月分				
掛	金				円
払込期日		払込場所		払込口座名	
		群馬銀行県庁支店		群馬県教職員互助会口座	
		群馬銀行県庁支店		普通預金 No.32567	
上記のとおり払込みのため領収しました。		取扱銀行		領収印	
年 月 日		(本)支店			
納人(職氏名)		群馬県教職員互助会		理事長	
		(本)支店		様	

※裏面も必ず記入すること。

※裏面も必ず記入すること。

掛金報告書 月分

所属所名			
区分	前月末	増減(△)	本月分
会員数	人	人	人
給料額	円	円	円
掛金額	円	円	円
異動等通信欄			

(払込済通知書裏面)

掛金報告書控 月分

所属所名			
区分	前月末	増減(△)	本月分
会員数	人	人	人
給料額	円	円	円
掛金額	円	円	円
異動等通信欄			

(領収書裏面)

給付金等の決定・振込済通知書

年 月 日

様

群馬県教職員互助会理事長

印

次のとおり金額を決定し、本日、各人の普通預金口座へ振込みました。

会 員 コード	会員氏名 家族氏名	給付種別	給付事由 等発生日	金額	摘要